

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公開番号】特開2016-185679(P2016-185679A)

【公開日】平成28年10月27日(2016.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2016-061

【出願番号】特願2015-66982(P2015-66982)

【国際特許分類】

B 4 1 J	11/02	(2006.01)
B 4 1 J	11/14	(2006.01)
B 6 5 H	5/00	(2006.01)
B 4 1 J	2/01	(2006.01)
B 4 1 J	2/165	(2006.01)

【F I】

B 4 1 J	11/02	
B 4 1 J	11/14	
B 6 5 H	5/00	C
B 4 1 J	2/01	3 0 5
B 4 1 J	2/01	4 5 1
B 4 1 J	2/01	4 0 1
B 4 1 J	2/165	1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月12日(2018.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被記録媒体に液体を吐出して記録を行う記録部と、

周回することによって前記被記録媒体を搬送可能な搬送ベルトと、

前記搬送ベルトを帶電させる帶電ローラーと、

前記帶電ローラーを、前記搬送ベルトに接触させる位置である帶電ローラー接触位置と、
前記帶電ローラーを当該帶電ローラー接触位置よりも前記搬送ベルトから離した位置である帶電ローラー離間位置との間で移動させる帶電ローラー移動部と、

前記搬送ベルトの汚れを推定する汚れ推定部と、を備え、

前記帶電ローラー移動部は、前記搬送ベルトが汚れたと前記汚れ推定部が推定した場合に、前記帶電ローラーを前記帶電ローラー接触位置から前記帶電ローラー離間位置に移動させることを特徴とする記録装置。

【請求項2】

前記汚れ推定部は、前記被記録媒体の前記搬送ベルトによる搬送が滞ったジャム状態を検出することによって、前記搬送ベルトが汚れたと推定することを特徴とする請求項1に記載の記録装置。

【請求項3】

前記搬送ベルトは駆動ローラーと従動ローラーとの間に張架され、

前記搬送ベルトが汚れたと前記汚れ推定部が推定した場合、前記搬送ベルトを、前記駆動ローラーのローラー軸を中心に揺動させることによって前記記録部が記録を行う第1位

置よりも前記記録部から離れた第2位置に移動させるベルト移動部を備えることを特徴とする請求項1または2に記載の記録装置。

【請求項4】

前記記録部において少なくとも前記液体を吐出する部分を閉空間で覆うことが可能なキャップを備え、

前記帯電ローラーは、前記記録部から前記キャップに向けて前記液体が吐出される場合には、前記搬送ベルトに接触する前記接触位置に位置していることを特徴とする請求項1ないし3のいずれか一項に記載の記録装置。

【請求項5】

前記搬送ベルトのベルト面に接触することによって当該ベルト面の汚れを除去するクリーニング部材と、

前記クリーニング部材を前記搬送ベルトの前記ベルト面に接触させるクリーニング部材接触位置と、前記クリーニング部材を前記搬送ベルトの前記ベルト面から離したクリーニング部材離間位置と、の間で移動させるクリーニング部材移動部と、を備え、

前記クリーニング部材移動部は、前記搬送ベルトが汚れたと前記汚れ推定部が推定した場合に、前記クリーニング部材を前記クリーニング部材離間位置から前記クリーニング部材接触位置に移動させることを特徴とする請求項1ないし4のいずれか一項に記載の記録装置。

【請求項6】

前記帯電ローラーは、前記クリーニング部材を前記クリーニング部材離間位置から前記クリーニング部材接触位置に移動させることによって、前記帯電ローラー接触位置から前記帯電ローラー離間位置に移動することを特徴とする請求項5に記載の記録装置。

【請求項7】

一方の端部には前記帯電ローラーの軸を受ける軸受部が形成されるとともに他方の端部にはレバー部が形成され、前記軸受部と前記レバー部との間で回転自在に軸支された軸受部材と、

前記クリーニング部材を有するクリーニングユニットと、を備え、
前記クリーニング部材を前記クリーニング部材離間位置から前記クリーニング部材接触位置に移動させるのに伴い、前記クリーニングユニットの前記レバー部と当接する部位が前記レバー部を押すことによって、前記帯電ローラーを前記帯電ローラー接触位置から前記帯電ローラー離間位置に移動させることを特徴とする請求項6に記載の記録装置。